

創立30年の行動する業者団体

坂戸民商ニュース

みんなで相談・みんなで解決

〒350-0214埼玉県坂戸市千代田4-14-4中小企業会館2階

坂戸民主商工会

TEL 049-284-1177 FAX 049-284-1942

IP電話 050-3802-9800

http://www.support.or.jp/sakado/ email :info@support.or.jp

2021年(令和3年) 3月号 発行日 2021.04.15 <部内資料>



仲間の団結で営業を守ろう

ふたたび緊急事態宣言発生かー出口の見えないコロナ対策

コロナ禍で解雇・雇い止めなど10万人 - 倒産1,320件

コロナかな? と思ったら

埼玉県指定 診療・検査医療機関へ

埼玉県指定 医療・検査医療機関検索システムで検索
診療・検査医療機関の連絡先が分からない場合、下記まで
埼玉県受診・相談センター

電話048-762-8026 FAX048-816-5801

月曜日～土曜日 午前9時～午後5時30分

県民サポートセンター

電話0570-783-770 24時間・土日祝日も受付

新型コロナウイルス対策として、政府が「緊急事態」を宣言したり解除したりをする中で、再び感染拡大が広がっています。

感染対策の責任は、政府にあります。自粛を求めるだけでは感染対策になりません。検査の拡大、クラスター対策のための学校、老人施設、飲食店などの集中検査を国に求めましょう。

ワクチン接種の相談先一覧【コールセンター】

医療従事者に続いて高齢者へのワクチン接種が始まります。予定や心配のある方は専用コールセンターにお問い合わせ下さい。

坂戸市 0570-06-6001 鶴ヶ島市 0570-02-5672
日高市 042-978-7655 毛呂山町 050-5578-9415
越生町 048-658-7717 鳩山町 049-299-7567

事務所の感染対策とお願い

個別相談は、完全予約制にします。

身近にも感染者や濃厚接触者が増えています。県内の民商でも、一時的にせよ事務所を閉鎖したところもありますので尚一層の感染対策を実施します。

- ①事務所への入室はマスク着用
- ②受付名簿への氏名記入と消毒
- ③埼玉県LINEコロナシステムのチェック
- ④労働保険報告書や決算資料はなるべく郵送で。
- ⑤手数料の支払などは銀行振込でお願いします。

集金した会費や個別納入での事務所へ来訪時は感染対策をお願いします

飲食店等への埼玉県感染防止対策協力金について

第5期分 (2月 8日～3月 7日分)について
申請は3月 8日～4月23日まで

第6期分 (3月 8日～3月21日分)について
申請は3月22日～5月12日まで

第7期分 (3月22日～3月31日分)について
申請は4月 1日～5月21日まで

第8期分 (4月 1日～4月21日分)について
申請は4月22日以降の予定です

* 協力金申請書・時短営業用店頭ポスターは民商にあります。

緊急事態宣言の影響緩和にかかる一次支援金

緊急事態宣言の延長に伴い、売上げが減った事業者に支給する個人30万・法人60万円の一時的金について3月8日から申請の受付が始まっています。5月31日までに申請ですが事前準備が必要ですので毎週の「商工新聞」を読み準備をすませましょう。金融機関や商工会が相談窓口になります。

コロナ禍で事業転換を考えている人へ

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「新特別枠」として低感染リスク型ビジネス枠を新たに設け、優先的に支援します。

【補助上限】 [一般型] 1,000万円[グローバル展開型] 3,000万円

【補助率】 [通常枠] 中小企業1/2・小規模企業者・小規模事業者は2/3・[低感染リスク型ビジネス枠] 2/3

【申請期間】 令和3年4月15日(木)～5月13日(木)

仲間が増えました～昨年度31名の会員と読者

～みなさんのご紹介に感謝申し上げます～

令和3年4月の新しい年度になりました。みなさんのご紹介により昨年度は31名の新しい仲間が増えました。コロナ禍の中で「持続化給付金」「家賃支援給付金」、飲食業を中心とした「感染防止協力金」などの相談など役員さんとともに取り組み、みんなが商売を守れるように力を合わせる中でのご紹介でした。今後も様々な法律や環境が変わるなかで営業活動を続けるために頑張りましょう。

税抜き表示

商品価格
9,800円
+消費税

税込み表示(総額表示)

商品価格
10,780円
(本体 9,800円+消費税 980円)

4月1日 総額表示義務化始まる
【税込表示義務付】

令和3年6月1日!

原則、全ての食品等事業者に
(ハザップ)
HACCP による衛生管理が
義務付けられます。

※ HACCPは、衛生管理の手法(ソフト)に関するもので、施設や設備(ハード)の新設や変更は必要ありません。
※ 第三者認証の取得は必要ありません。
※ 衛生管理の実施状況については、これまでと同様に、営業許可の更新時や保健所による定例的な立入等の機会に、食中毒発生監視員が確認を行います。新入し店舗ですと、当業の届出、導入の支援・導引が中心となります。
※ 分からない場合は、最寄りの保健所にお問い合わせください。
厚生労働省

6月1日 HACCP【食品等事業者の衛生管理】が開始されます。保健所への届け出のまだな方は5月末迄に届けましょう。



Line: ID/SakadoMinsyo

最新情報を発信しています。友達追加で

令和3年度 過去にない危機の中頑張りましょう
民商ニュース <http://www.support.or.jp/sakado/>